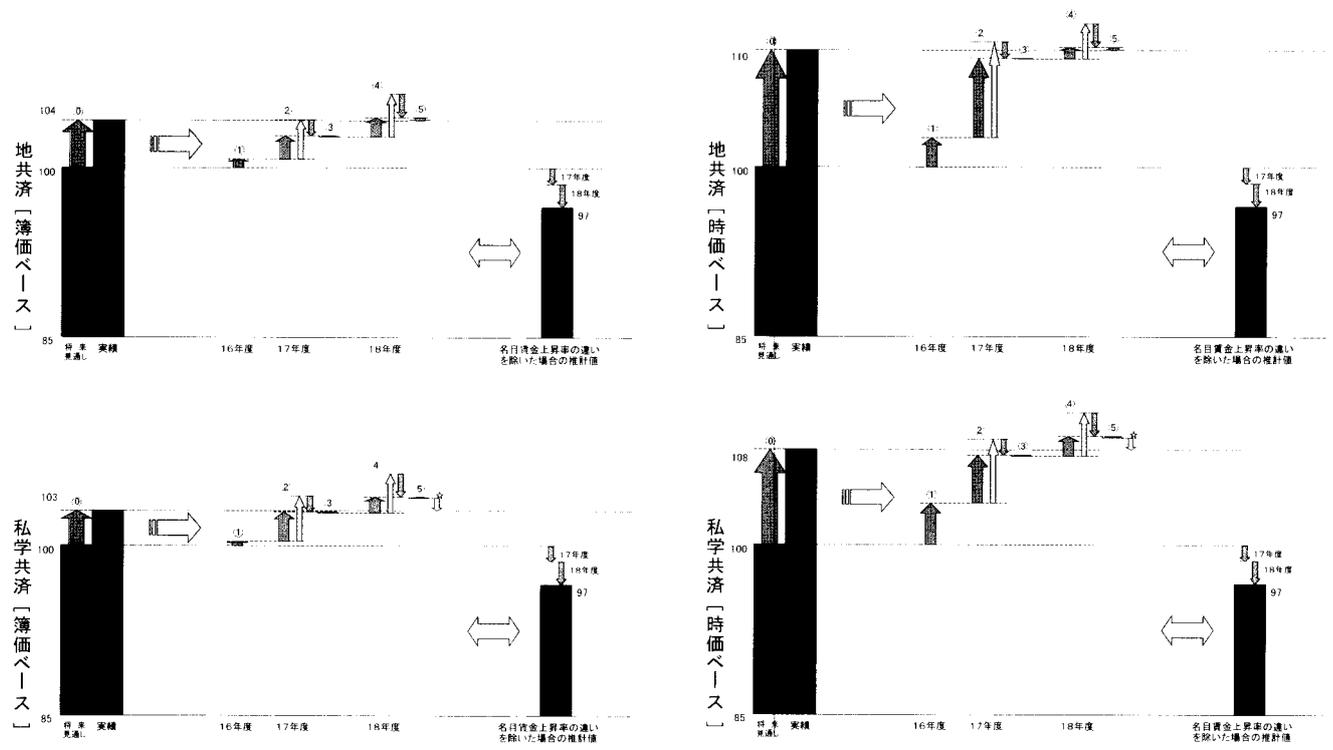


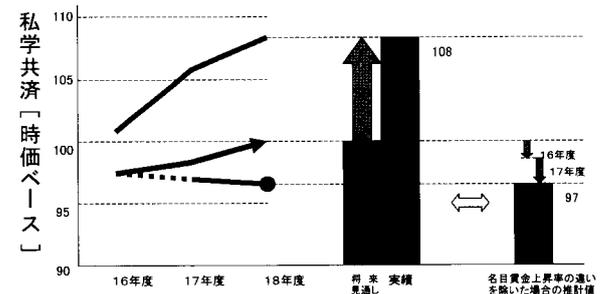
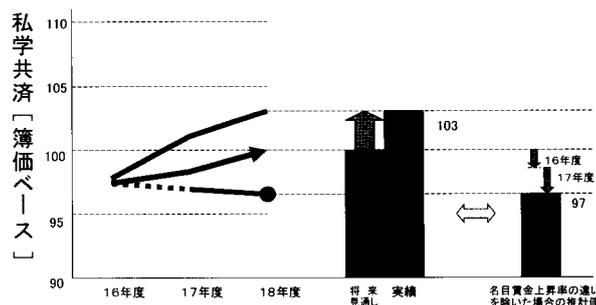
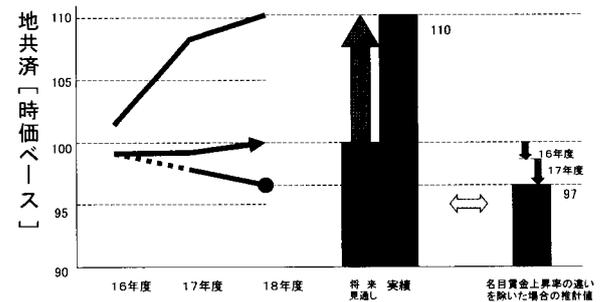
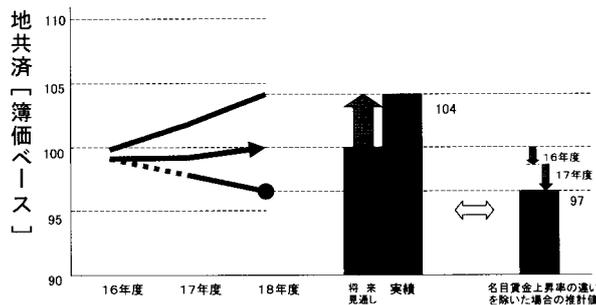
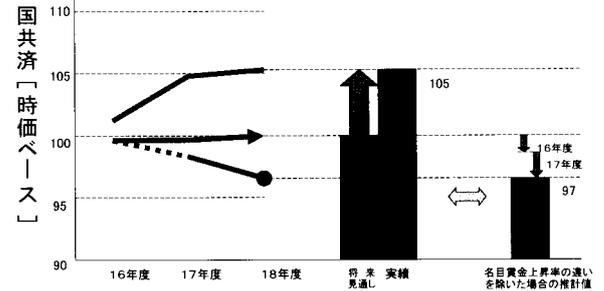
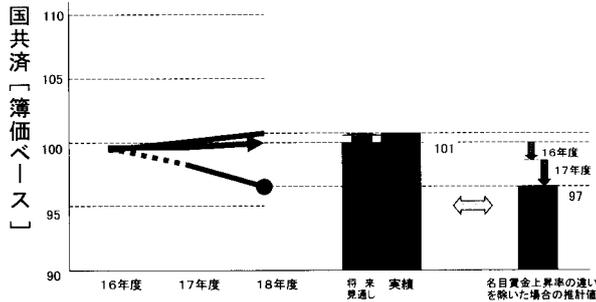
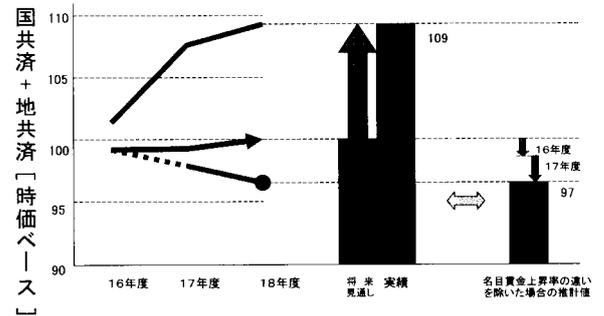
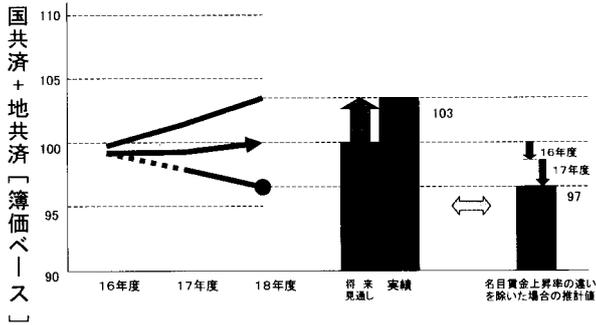
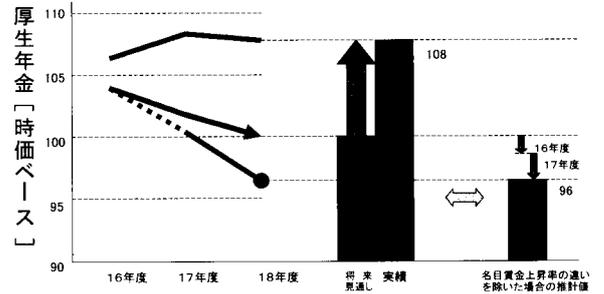
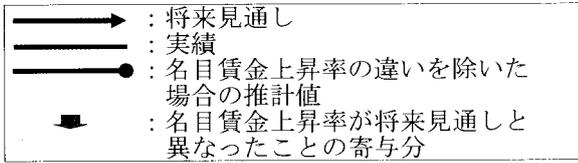
図表 3-4-8 の見方

- 各制度の図の右端の棒グラフ（名目賃金上昇率の違いを除いた場合の推計値）は、左端の棒グラフ（平成16年財政再計算における平成18年度末積立金の将来見通し）について、名目賃金上昇率を財政再計算の前提から実績の数値に置き換えて算出した場合の推計値である。
- 中央の棒グラフ（実績）と右端の棒グラフ（推計値）の高さの差分は、平成18年度末積立金についての実績と将来見通しとの実質ベースの乖離を示し、図表3-4-7の「寄与分ア～ウの合計」にほぼ一致する。



第3章

図表 3-4-9 平成18年度末積立金の実績と
平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離状況の時系列
【将来見通しの平成18年度を基準(=100)にして表示】



5 収支比率及び積立比率の実績と将来見通しとの乖離の分析

本節では、被用者年金について、平成18年度の収支比率や積立比率の「実績」が「将来見通し」と乖離した要因を分析する。

収支比率は、年金財政の支出のうち保険料収入や運用収入など自前財源で賄うこととなる総合費用（「実質的な支出－国庫・公経済負担」のことで、総合費用率の算出に用いられる。）を保険料収入と運用収入の合計で除して得られる比率で、収支状況を表し、100%を超えると積立金の取り崩し等、保険料収入や運用収入のほかの財源が必要となることを意味する。また、積立比率は、前年度末積立金を総合費用で除して得られる比率で、積立金が総合費用の何年分に相当するかを表し、これが大きいほど積立金に余裕があることを示している。

運用利回り、賃金上昇率、年金改定率等の実績が、平成16年財政再計算における将来見通しと乖離することにより、積立金、保険料収入、総合費用などの単独の財政項目について、実績と将来見通しとの間に乖離が生じてくる（積立金は図表3-2-12、保険料収入と総合費用は図表3-3-9）。収支比率と積立比率は、ともに収入項目、支出項目、積立金などの各財政項目の動きを総合的に捉える財政指標であるが、複数の項目の組合せの結果、分子・分母で乖離がある程度相殺されることもあり、単独項目のように乖離が単純に拡大していくものではない。被用者年金各制度の平成18年度の収支比率は将来見通しより改善し、積立比率も概ね将来見通しより改善しているが、これらについて詳しく分析することとする。

なお、前述のとおり、乖離分析を単純にするため、平成16年改正後の制度改正による基礎年金の国庫・公経済負担の引上げによって生じた乖離をあらかじめ除去する方法として、比較対象の一方である平成16年財政再計算における「将来見通し」に当該引上げ分を反映し加工したものを平成18年度の実績と比較している。

(1) 平成18年度の収支比率

最初に平成18年度の収支比率の実績と将来見通しを再度まとめておくと次の図表3-5-1のとおりで、各制度いずれも実績が将来見通しを下回っており、厚生年金で6.8ポイント、国共済+地共済の簿価ベースで9.8ポイント（国共済及び地共済それぞれではそれぞれ1.8ポイント及び11.9ポイント）、私学共済の簿価ベースで9.0ポイント下回った。

図表3-5-1 平成18年度収支比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離状況

区分	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%	%
平成18年度収支比率 実績	[104.1]	83.7 [86.3]	95.8 [96.4]	80.3 [83.4]	76.3 [73.2]
将来見通し	110.8	93.5	97.6	92.2	85.3
乖離 (=実績-将来見通し)	[△ 6.8]	△ 9.8 [△ 7.2]	△ 1.8 [△ 1.2]	△ 11.9 [△ 8.9]	△ 9.0 [△ 12.1]
乖離の割合 (実績/将来見通し-1) (%)	[△ 6.1]	△ 10.5 [△ 7.7]	△ 1.8 [△ 1.2]	△ 12.9 [△ 9.6]	△ 10.5 [△ 14.1]

注1：[]内は、時価ベースである。

注2：厚生年金の実績は、厚生年金基金の最低責任準備金などを加えた「実績推計」である。

注3：各共済の簿価ベースの実績は、要因分析のベースをあわせる必要性から正味運用収入に基づく数値として
いる。このため第3節の数値とは合致しない。

注4：将来見通しは、基礎年金拠出金にかかる国庫・公経済負担について、平成16年改正後の引上げ分を反映
した加工値であり、年金数理部会にて推計した。

注5：「国共済+地共済」の実績については、年金数理部会にて推計した。

(2) 収支比率の乖離の発生要因別分解方法

平成18年度の収支比率の実績が16年財政再計算における将来見通しと乖離した要因として次のものを考え、それぞれが寄与した分を計算する^{注1}。

- 総合費用^{注2}が将来見通しと異なったこと
- 保険料収入が将来見通しと異なったこと
- 運用収入が将来見通しと異なったこと

注1 各要因が平成18年度の収支比率の将来見通しとの乖離に与えた寄与分の計算方法は、章末の補遺3参照のこと。本節で行う収支比率の各要因の寄与分の計算は、補遺3で示した算式・計算順によった場合のものである。一般に、寄与分の計算は計算の仕方によって結果が若干動くことがあることに留意されたい。

注2 「実質的な支出-国庫・公経済負担」のことで、総合費用率の算出に使用される。

(3) 収支比率の乖離分析結果

一収支比率の乖離の主要な要因は、運用収入が将来見通しと異なったこと一

この計算結果によると（図表3-5-2）、平成18年度の収支比率の実績が16年財政再計算における将来見通しを下回った乖離は、主に運用収入が将来見通しと異なったことにより発生したものであることがわかる。

乖離全体と運用収入の乖離の寄与を対比させると、厚生年金で△6.8%に対して△6.8%、国共済+地共済（簿価ベース）で△9.8%に対して△11.4%（国共済で△1.8%に対し△4.6%、地共済で△11.9%に対し△13.1%）、私学共済（簿価ベース）で△9.0%に対して△10.0%となっている。

地共済では総合費用の乖離が収支比率を低くする方向に働いているため、国共済+地共済においても総合費用の乖離が収支比率を低めているが、それ以外では、総合費用の乖離は収支比率を高くする方向に働いている。また保険料収入の乖離は、厚生年金を除きすべての制度で収支比率を高くする方向に働いている。

図表3-5-2 平成18年度収支比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離に対する各発生要因の寄与分

将来見通しとの乖離の発生要因	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済				
18年度収支比率の将来見通しとの乖離 (実績-将来見通し)	% [△ 6.8]	% △ 9.8	% [△ 7.2]	% △ 1.8	% [△ 1.2]	% △ 11.9	% [△ 8.9]	% △ 9.0	% [△ 12.1]
総合費用	[1.1]	△ 1.3	[△ 1.4]	1.9	[1.9]	△ 2.2	[△ 2.3]	0.9	[0.8]
保険料収入	[△ 1.1]	3.0	[3.1]	0.9	[1.0]	3.4	[3.7]	0.1	[0.1]
運用収入	[△ 6.8]	△ 11.4	[△ 8.9]	△ 4.6	[△ 4.0]	△ 13.1	[△ 10.2]	△ 10.0	[△ 13.0]
18年度収支比率の将来見通しとの乖離を100とした構成比	% [100]	% 100	% [100]	% 100	% [100]	% 100	% [100]	% 100	% [100]
総合費用	[△ 16]	13	[19]	△ 105	[△ 163]	19	[26]	△ 10	[△ 7]
保険料収入	[16]	△ 30	[△ 44]	△ 53	[△ 83]	△ 29	[△ 42]	△ 2	[△ 1]
運用収入	[100]	117	[125]	257	[347]	110	[116]	111	[108]

注：[]内は、時価ベースである。

「総合費用が将来見通しと異なること」の要因として、18年度の年金改定率が将来見通しと異なったこと等が考えられるので、この寄与分をさらに、

○17年度の総合費用が将来見通しと異なったこと^{注1}の寄与分

○18年度の年金改定率が将来見通しと異なったことの寄与分

○18年度の年金改定率以外の要因が将来見通しと異なったこと^{注2}の寄与分

に分けた。また、「保険料収入が将来見通しと異なること」の要因として、毎年度の名目賃金上昇率(年齢構成等の変動の影響を除去)が将来見通しと異なったこと等が考えられるので、この寄与分についても、

○17年度の保険料収入が将来見通しと異なったこと^{注1}の寄与分

○18年度について各制度の名目賃金上昇率(年齢構成等の変動の影響を除去)が将来見通しと異なったことの寄与分

○18年度について名目賃金上昇率以外の要因が将来見通しと異なったこと^{注2}の寄与分

に分けた。さらに、「運用収入が将来見通しと異なること」の要因として、前節の積立金の乖離分析でみたのと同様に、毎年度の名目運用利回りや運用収入以外の収支残が、累積して将来見通しと異なったことが考えられるので、この寄与分について、

○16年度末の積立金が将来見通しと異なったこと^{注1}の寄与分

○17～18年度の各々について名目運用利回りが将来見通しと異なったことの寄与分

○17～18年度の各々について運用収入以外の収支残^{注3}が将来見通しと異なったことの寄与分

に分けた^{注4}。

注1 各制度の将来見通しは、平成17年度以降に関し作成されているので、平成17年度以前の乖離の寄与までは遡らなかった。

注2 受給者数や被保険者数の乖離など人口要素を含んでいることになる。

注3 運用収入以外の収支残とは、運用収入以外の収支項目でみた収支残のことである。

注4 計算方法の詳細は章末の補遺3参照のこと。

結果は次の図表3-5-3のとおりであるが、主要な項目ごとに、大別して眺めると図表3-5-4のようになる。

図表 3-5-3 平成18年度収支比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離に対する各発生要因の寄与分

将来見通しとの乖離の発生要因	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済				
18年度収支比率の将来見通しとの乖離 (実績-将来見通し)	[△ 6.8]	△ 9.8	[△ 7.2]	△ 1.8	[△ 1.2]	△ 11.9	[△ 8.9]	△ 9.0	[△ 12.1]
総合費用	[1.1]	△ 1.3	[△ 1.4]	1.9	[1.9]	△ 2.2	[△ 2.3]	0.9	[0.8]
17年度総合費用の乖離分	[2.8]	△ 0.8	[△ 0.9]	1.9	[1.9]	△ 1.6	[△ 1.6]	0.7	[0.6]
18年度	[△ 1.7]	△ 0.5	[△ 0.5]	0.0	[0.0]	△ 0.6	[△ 0.7]	0.2	[0.2]
年金改定率	△ 0.2	△ 0.2	[△ 0.2]	△ 0.2	[△ 0.2]	△ 0.2	[△ 0.2]	△ 0.2	[△ 0.2]
年金改定率以外	△ 1.5	△ 0.3	[△ 0.3]	0.2	[0.2]	△ 0.5	[△ 0.5]	0.4	[0.4]
保険料収入	[△ 1.1]	3.0	[3.1]	0.9	[1.0]	3.4	[3.7]	0.1	[0.1]
17年度保険料収入の乖離分	[△ 0.9]	1.4	[1.5]	△ 0.3	[△ 0.3]	1.8	[1.9]	0.1	[0.1]
18年度	[△ 0.2]	1.6	[1.7]	1.2	[1.3]	1.7	[1.8]	0.0	[0.0]
名目賃金上昇率	1.1	1.1	[1.2]	1.2	[1.2]	1.1	[1.1]	1.3	[1.2]
名目賃金上昇率以外	△ 1.6	0.5	[0.5]	0.1	[0.1]	0.6	[0.6]	△ 1.3	[△ 1.2]
運用収入	[△ 6.8]	△ 11.4	[△ 8.9]	△ 4.6	[△ 4.0]	△ 13.1	[△ 10.2]	△ 10.0	[△ 13.0]
16年度未積立金の乖離分	[△ 0.5]	△ 0.1	[△ 0.5]	0.0	[△ 0.3]	△ 0.2	[△ 0.6]	△ 0.1	[△ 0.8]
17年度	[△ 0.8]	△ 0.4	[△ 1.4]	△ 0.1	[△ 0.6]	△ 0.5	[△ 1.6]	△ 0.5	[△ 0.9]
名目運用利回り	△ 0.9	△ 0.1	[△ 1.4]	△ 0.1	[△ 0.6]	△ 0.5	[△ 1.6]	△ 0.5	[△ 0.9]
運用収入以外の収支残	0.1	0.0	[0.0]	0.0	[0.0]	0.0	[0.0]	0.0	[0.0]
18年度	[△ 5.6]	△ 10.9	[△ 7.1]	△ 4.5	[△ 3.1]	△ 12.5	[△ 8.1]	△ 9.4	[△ 11.4]
名目運用利回り	△ 3.5	△ 10.9	[△ 7.1]	△ 4.6	[△ 3.1]	△ 12.5	[△ 8.1]	△ 9.4	[△ 11.4]
運用収入以外の収支残	[△ 0.0]	0.0	[0.0]	0.0	[0.0]	0.0	[0.0]	0.0	[0.0]
18年度収支比率の将来見通しとの乖離を100とした構成比	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]
総合費用	[△ 16]	13	[19]	△ 105	[△ 163]	19	[26]	△ 10	[△ 7]
17年度総合費用の乖離分	[△ 41]	8	[12]	△ 104	[△ 163]	13	[19]	△ 7	[△ 5]
18年度	[25]	5	[7]	△ 9	[△ 0]	5	[7]	△ 2	[△ 2]
年金改定率	3	2	[3]	11	[18]	1	[2]	2	[1]
年金改定率以外	22	3	[4]	△ 12	[△ 18]	4	[5]	△ 1	[△ 3]
保険料収入	[16]	△ 30	[△ 44]	△ 53	[△ 83]	△ 29	[△ 42]	△ 2	[△ 1]
17年度保険料収入の乖離分	[14]	△ 14	[△ 20]	17	[26]	△ 15	[△ 22]	△ 2	[△ 1]
18年度	[2]	△ 16	[△ 24]	△ 70	[△ 110]	△ 14	[△ 20]	△ 0	[△ 0]
名目賃金上昇率	[△ 21]	△ 1	[△ 16]	△ 65	[△ 103]	△ 9	[△ 13]	△ 11	[△ 10]
名目賃金上昇率以外	23	△ 5	[△ 7]	△ 4	[△ 7]	△ 5	[△ 7]	14	[10]
運用収入	[100]	17	[125]	257	[347]	110	[116]	111	[108]
16年度未積立金の乖離分	[7]	2	[7]	△ 2	[25]	2	[6]	1	[6]
17年度	[11]	4	[19]	6	[53]	4	[18]	6	[7]
名目運用利回り	[13]	1	[20]	8	[56]	1	[18]	6	[8]
運用収入以外の収支残	[△ 1]	△ 0	[△ 0]	△ 2	[△ 3]	△ 0	[△ 0]	△ 0	[△ 0]
18年度	[82]	11	[98]	253	[268]	105	[92]	105	[94]
名目運用利回り	82	11	[99]	255	[271]	105	[92]	105	[94]
運用収入以外の収支残	0	△ 0	[△ 0]	△ 2	[△ 3]	△ 0	[△ 0]	△ 0	[△ 0]

注：[]内は、時価ベースである。

これらの要因のうち収支比率のマイナスの乖離にもっとも寄与しているのは、各制度とも平成18年度の名目運用利回りが将来見通しを上回ったことである。

なお、総合費用の乖離による収支比率への影響の中で最も寄与が大きいのは、各制度とも平成17年度総合費用の乖離分である。また、保険料収入の乖離による影響は、厚年（収支比率への影響はマイナス）では17年度保険料収入の乖離分の寄与が大きい、国共済（収支比率への影響はプラス）では18年度名目賃金上昇率の乖離分の寄与が大きくなっている。

図表 3-5-4 平成18年度収支比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離に対する主な要因の寄与分

(図表3-5-3の組替え)

将来見通しとの乖離の発生要因	厚生年金		国共済+地共済		国共済		地共済		私学共済	
18年度収支比率についての乖離(実績-将来見通し)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総合費用	[△ 6.8]	△ 9.8	[△ 7.2]	△ 1.8	[△ 1.2]	△ 11.9	[△ 8.9]	△ 9.0	[△ 12.1]	
17年度総合費用の乖離分	[1.1]	△ 1.3	[△ 1.4]	1.9	[1.9]	△ 2.2	[△ 2.3]	0.9	[0.8]	
年金改定率(18年度)	[2.8]	△ 0.8	[△ 0.9]	1.9	[1.9]	△ 1.6	[△ 1.6]	0.7	[0.6]	
年金改定率以外(18年度)	[△ 0.2]	△ 0.2	[△ 0.2]	△ 0.2	[△ 0.2]	△ 0.2	[△ 0.2]	△ 0.2	[△ 0.2]	
保険料収入	[△ 1.5]	△ 0.3	[△ 0.3]	0.2	[0.2]	△ 0.5	[△ 0.5]	0.4	[0.4]	
17年度保険料収入の乖離分	[△ 1.1]	3.0	[3.1]	0.9	[1.0]	3.4	[3.7]	0.1	[0.1]	
名目賃金上昇率(18年度)	[△ 0.9]	1.4	[1.5]	△ 0.3	[△ 0.3]	1.8	[1.9]	0.1	[0.1]	
名目賃金上昇率以外(18年度)	[1.4]	1.1	[1.2]	1.2	[1.2]	1.1	[1.1]	1.3	[1.2]	
運用収入	[△ 1.6]	0.5	[0.5]	0.1	[0.1]	0.6	[0.6]	△ 1.3	[△ 1.2]	
16年度末積立金の乖離分	[△ 6.8]	△ 11.4	[△ 8.9]	△ 4.6	[△ 4.0]	△ 13.1	[△ 10.2]	△ 10.0	[△ 13.0]	
名目運用利回り(17~18年度)	[△ 0.5]	△ 0.1	[△ 0.5]	0.0	[△ 0.3]	△ 0.2	[△ 0.6]	△ 0.1	[△ 0.8]	
運用収入以外の収支残(17~18年度)	[△ 6.4]	△ 11.3	[△ 8.5]	△ 4.7	[△ 3.8]	△ 13.0	[△ 9.7]	△ 9.9	[△ 12.3]	
運用収入以外の収支残(17~18年度)	[0.1]	0.1	[0.1]	0.1	[0.1]	0.0	[0.0]	0.0	[0.0]	
18年度収支比率についての乖離を100としたときの構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総合費用	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]	
17年度総合費用の乖離分	[△ 16]	13	[19]	△ 105	[△ 163]	19	[26]	△ 10	[△ 7]	
年金改定率(18年度)	[△ 41]	8	[12]	△ 104	[△ 163]	13	[19]	△ 7	[△ 5]	
年金改定率以外(18年度)	[3]	2	[3]	11	[18]	1	[2]	2	[1]	
保険料収入	[22]	3	[4]	△ 12	[△ 18]	4	[5]	△ 4	[△ 3]	
17年度保険料収入の乖離分	[16]	△ 30	[△ 44]	△ 53	[△ 83]	△ 29	[△ 42]	△ 2	[△ 1]	
名目賃金上昇率(18年度)	[14]	△ 14	[△ 20]	17	[26]	△ 15	[△ 22]	△ 2	[△ 1]	
名目賃金上昇率以外(18年度)	[△ 21]	△ 11	[△ 16]	△ 65	[△ 103]	△ 9	[△ 13]	△ 14	[△ 10]	
運用収入	[23]	△ 5	[△ 7]	△ 4	[△ 7]	△ 5	[△ 7]	14	[10]	
16年度末積立金の乖離分	[100]	117	[125]	257	[347]	110	[116]	111	[108]	
名目運用利回り(17~18年度)	[7]	2	[7]	△ 2	[25]	2	[6]	1	[6]	
運用収入以外の収支残(17~18年度)	[94]	116	[118]	263	[327]	109	[110]	111	[102]	
運用収入以外の収支残(17~18年度)	[△ 1]	△ 1	[△ 1]	△ 4	[△ 6]	△ 0	[△ 1]	△ 0	[△ 0]	

注：[]内は、時価ベースである。

(4) 平成18年度の積立比率

平成18年度の積立比率の実績と将来見通しとの乖離を再度まとめておくと次の図表3-5-5のとおり、厚生年金で0.3、国共済+地共済で0.4（時価ベースでは0.9、以下同じ。）（国共済、地共済別では、国共済△0.1(0.2)、地共済0.5(1.2)、私学共済で0.2(0.6)となっている。

図表3-5-5 平成18年度積立比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離状況

区分	厚生年金	国共済・地共済	国共済	地共済	私学共済
平成18年度積立比率 実績	[6.2]	9.7 [10.3]	7.1 [7.4]	10.6 [11.2]	10.3 [10.8]
将来見通し	5.9	9.3	7.2	10.0	10.1
乖離（=実績-将来見通し）	[0.3]	0.4 [0.9]	△0.1 [0.2]	0.5 [1.2]	0.2 [0.6]
乖離の割合（実績/将来見通し-1）（%）	[5.3]	3.8 [10.2]	△1.5 [3.1]	5.5 [12.2]	1.6 [6.4]

注1：[]内は、時価ベースである。

注2：厚生年金の実績は、厚生年金基金の最低責任準備金などを加えた「実績推計」である。

注3：将来見通しは、基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担について、平成16年改正後の引上げ分を反映した加工値であり、年金数理部会にて推計した。

注4：「国共済+地共済」の実績については、年金数理部会にて推計した。

(5) 積立比率の乖離の発生要因別分解方法

平成18年度の積立比率の実績が16年財政再計算における将来見通しと乖離した要因として次のものを考え、それぞれが寄与した分を計算する^{注1}。

- 前年度末積立金が将来見通しと異なったこと
- 総合費用^{注2}が将来見通しと異なったこと

注1 各要因が平成18年度の積立比率の将来見通しとの乖離に与えた寄与分の計算方法は、章末の補遺4参照のこと。本節で行う各要因の寄与分の計算は、補遺4で示した算式・計算順による場合のものである。一般に、寄与分の計算は計算の仕方によって結果が若干動くことがあることに留意されたい。

注2 「実質的な支出—国庫・公経済負担」のことで、総合費用率の算出に使用される。

(6) 積立比率の乖離分析結果

ー積立比率の乖離は、概して前年度積立金の乖離によるー

この計算結果によると（図表3-5-6）、厚生年金の乖離0.3に対して前年度末積立金の乖離分の寄与は0.4、国共済+地共済の乖離0.4に対しては0.2（時価ベースでは、乖離0.9に対して0.8）（国共済の乖離△0.1に対しては0.0（時価ベースでは、乖離0.2に対して0.4）、地共済の乖離0.5に対しては0.3（時価ベースでは、乖離1.2に対して0.9）、私学共済の乖離0.2に対しては0.3（時価ベースでは、乖離0.6に対して0.8）となっている。

平成18年度の積立比率が国共済（簿価ベース）を除く各制度で16年財政再計算における将来見通しを上回った乖離の主な要因は、国共済+地共済（簿価ベース）及び地共済（簿価ベース）を除き、前年度末積立金の乖離によるものとなっている。

図表3-5-6 平成18年度積立比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離に対する各発生要因の寄与分

将来見通しとの乖離の発生要因	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済				
18年度積立比率の将来見通しとの乖離									
(再掲 実績-将来見通し)	[0.3]	0.4	[0.9]	△0.1	[0.2]	0.5	[1.2]	0.2	[0.6]
前年度末積立金	[0.4]	0.2	[0.8]	0.0	[0.4]	0.3	[0.9]	0.3	[0.8]
総合費用	[△0.1]	0.1	[0.1]	△0.1	[△0.1]	0.3	[0.3]	△0.1	[△0.1]
18年度積立比率の将来見通しとの乖離を100とした構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]
前年度末積立金	[120]	59	[84]	△27	[163]	49	[77]	171	[118]
総合費用	[△20]	41	[16]	127	[△63]	51	[23]	△71	[△18]

注：[]内は、時価ベースである。

「前年度末積立金が将来見通しと異なること」の要因としてさらに、前節の積立金の乖離分析でみたのと同様に、再計算の将来見通しの初年度における前年度末積立金及びそれ以降の各年度における名目運用利回りや運用収入以外の収支残が将来見通しと異なったことが考えられるので、この寄与分について、

- 16年度末の積立金が将来見通しと異なったこと^{注1}の寄与分
- 17年度について名目運用利回りが将来見通しと異なったことの寄与分
- 17年度について運用収入以外の収支残^{注2}が将来見通しと異なったことの寄与分に分けた。また、「総合費用が将来見通しと異なること」の要因についても、毎年度の年金改定率が将来見通しと異なったこと等が考えられるので、この寄与分をさらに、
- 17年度の総合費用が将来見通しと異なったこと^{注1}の寄与分
- 18年度の年金改定率が将来見通しと異なったことの寄与分

○18年度の年金改定率以外の要因が将来見通しと異なったこと^{注3}の寄与分に分けた^{注4}。

注1 各制度の将来見通しは、平成17年度以降に関し作成されているので、平成17年度以前の乖離の寄与までは遡らなかった。

注2 運用収入以外の収支残とは、運用収入以外の収支項目でみた収支残のことである。

注3 受給者数や被保険者数の乖離など人口要素を含んでいることになる。

注4 計算方法の詳細は章末の補遺4参照のこと。

結果は次の図表3-5-7のとおりである。この要因分解の結果によると、

- 1) 平成17年度の名目運用利回りが平成16年財政再計算における将来見通しと異なったことの寄与は、総じて大きくプラス（18年度積立比率を増やす方向に作用）に働いたこと
- 2) 平成18年度の年金改定率及び年金改定率以外の要因が平成16年財政再計算における将来見通しと異なったことの寄与は、概して小さかったことなどがわかる。

図表3-5-7 平成18年度積立比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離に対する各発生要因の寄与分

将来見通しとの乖離の発生要因	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済				
18年度積立比率の将来見通しとの乖離 (実績-将来見通し)	[0.3]	0.4	[0.9]	△0.1	[0.2]	0.5	[1.2]	0.2	[0.6]
前年度末積立金	[0.4]	0.2	[0.8]	0.0	[0.4]	0.3	[0.9]	0.3	[0.8]
16年度末積立金の乖離分	[0.1]	0.1	[0.2]	△0.0	[0.1]	0.1	[0.3]	0.0	[0.4]
17年度	[0.2]	0.2	[0.6]	0.0	[0.2]	0.2	[0.7]	0.2	[0.4]
名目運用利回り	0.3	0.2	[0.6]	0.1	[0.3]	0.2	[0.7]	0.3	[0.4]
運用収入以外の収支残	[△0.0]	△0.0	[△0.0]	△0.0	[△0.0]	△0.0	[△0.0]	△0.0	[△0.0]
総合費用	[△0.1]	0.1	[0.1]	△0.1	[△0.1]	0.3	[0.3]	△0.1	[△0.1]
17年度総合費用の乖離分	[△0.2]	0.1	[0.1]	△0.1	[△0.1]	0.2	[0.2]	△0.1	[△0.1]
18年度	[0.1]	0.1	[0.1]	△0.0	[△0.0]	0.1	[0.1]	△0.0	[△0.0]
年金改定率	0.0	0.0	[0.0]	0.0	[0.0]	0.0	[0.0]	0.0	[0.0]
年金改定率以外	0.1	0.0	[0.0]	△0.0	[△0.0]	0.1	[0.1]	△0.1	[△0.1]
18年度積立比率の将来見通しとの乖離を100とした構成比	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]
前年度末積立金	[120]	59	[84]	△27	[163]	49	[77]	171	[118]
16年度末積立金の乖離分	[46]	15	[24]	11	[53]	14	[21]	23	[55]
17年度	[74]	44	[61]	△38	[110]	35	[56]	148	[63]
名目運用利回り	[82]	36	[62]	△51	[117]	37	[57]	154	[64]
運用収入以外の収支残	[△8]	△3	[△1]	13	[△7]	△2	[△1]	△5	[△1]
総合費用	[△20]	41	[16]	127	[△63]	51	[23]	△71	[△18]
17年度総合費用の乖離分	[△52]	26	[10]	127	[△63]	36	[16]	△53	[△14]
18年度	[32]	15	[6]	0	[△0]	14	[6]	△18	[△5]
年金改定率	[4]	6	[2]	△14	[7]	4	[2]	13	[3]
年金改定率以外	[28]	9	[4]	14	[△7]	10	[5]	△31	[△8]

注：[]内は、時価ベースである。

補遺1

平成17年度以降の実績と平成16年財政再計算における
将来見通しとの比較のための加工について

平成16年財政再計算における平成17年度以降の将来見通しには、平成16年の制度改革の内容は織り込まれているが、その後の制度改革は織り込まれていない。したがって、平成17年度以降の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの比較において、単純に差をとって違いをみても、その違いには、経済要素や人口要素のほかに制度改革要素に起因するものも含まれるので、分析が複雑になる。そこで、単純化のため、財政に影響を与える制度改革を既存の平成16年財政再計算における将来見通しに反映させ、加工した推計値と平成17年度以降の実績とを比較することにより、その違いの要因を経済要素や人口要素などに限定し、制度改革要素に起因するものを除外することとする。

財政に影響を与える制度改革として、平成16年財政再計算における平成17～20年度の基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担については、平成16年改正に基づき各制度とも基礎年金拠出金の $(1/3+11/1000)$ 相当額として見込まれているが、その後の制度改革により当該国庫・公経済負担が引き上げられている(図表2-1-7参照)。平成17年度以降の具体的な負担(国庫・公経済負担割合及び定額分)については法律で明記されているので、平成17年度以降の引上げ分に相当する額を平成16年財政再計算における国庫・公経済負担の将来見通しの額に加算することとする。これによって、実績と平成16年財政再計算における基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担割合等の違いを消すことができる。なお、平成20年度の引上げ後の国庫・公経済負担割合は平成19年度と同じとしている。

財政見通しにおけるn年度の国庫・公経済負担の加算額(K_n ($n=17\sim 20$))を以下のとおりとする。(平成21年度以降は $K_n = 0$ とする。)

$$\begin{aligned}
 & K_n \quad (n=17\sim 20) \\
 & = \text{将来見通しにおける} n \text{年度の基礎年金拠出金} \\
 & \quad \times (n \text{年度の基礎年金拠出金の国庫・公経済負担割合(平成17年度以降の制度改革を反映したもの)} \\
 & \quad \quad - (1/3+11/1000)) \\
 & \quad + \text{基礎年金拠出金の国庫・公経済負担の定額分(平成17年度以降の制度改革を反映したもの)}
 \end{aligned}$$

実質的な支出額は、保険料収入と国庫・公経済負担で賄う費用であり、給付費、基礎年金拠出金、その他拠出金の合計から追加費用、基礎年金交付金、その他交付金等収入を控除したもので表される。

$$\begin{aligned}
 \text{実質的な支出額} &= \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} + \text{その他拠出金} \\
 & \quad - \text{追加費用} - \text{基礎年金交付金} - \text{その他交付金等収入}
 \end{aligned}$$

上式には、保険料収入や国庫・公経済負担の項は含まれず、国庫・公経済負担の増加は実質的な支出額には影響を与えない。

一方、基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担の増加であることから、「実質的な支出—国庫・公経済負担」や基礎年金に関する支出（＝基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く））を加算額（ K_n ）だけ減少させ、基礎年金拠出金が含まれない独自給付に関する支出（＝実質的な支出—国庫・公経済負担—基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く））には影響を与えない。また、国庫・公経済負担の増加により収入が増加するため、運用収入や積立金を増加させる。

運用収入は、前年度末積立金と当年度の運用収入以外の収支残、運用利回りから計算できる。n年度の運用利回り（ B_n ）を次のように定義する。

$$B_n = n \text{ 年度の運用収入} / (n-1 \text{ 年度末積立金} + n \text{ 年度の運用収入以外の収支残} / 2)$$

平成16年財政再計算において、運用利回りには手を加えず、運用収入以外の収支残を、基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担の引上げによって加工した結果とすることにより、運用収入にも、この制度改正が反映されることとなる。具体的な変換は、前述のとおり n 年度の運用利回りを B_n 、国庫・公経済負担の加算額を K_n とすると、以下のとおりである。

【運用収入】：平成16年財政再計算における平成n年度運用収入（ I_n （ $n=17\sim$ ））を次のように加工する。

全制度共通	$I_n \rightarrow I_n + K_{17} \times (1 + B_{17}/2) \times \prod_{u=18\sim n-1} (1 + B_u) \times B_n$
	$+ K_{18} \times (1 + B_{18}/2) \times \prod_{u=19\sim n-1} (1 + B_u) \times B_n$
	\dots
	$+ K_{n-1} \times (1 + B_{n-1}/2) \times B_n$
	$+ K_n \times B_n/2$
	$= I_n + [(\sum_{t=17\sim n-1} K_t \times (1 + B_t/2) \times \prod_{u=t+1\sim n-1} (1 + B_u)) + K_n/2] \times B_n$

平成16年財政再計算における平成17年度以降の年度末積立金の加工値は、上記を総合させることによって得られる。具体的には、上記の表記を用いて、平成n年度末積立金（ A_n ）は、 K_n に係る加工を行うと次のような変換となる。

【積立金】：平成16年財政再計算における平成17年度以降の年度末積立金を次のように変換する。記号はこれまでの記述と同じ。

全制度共通	$A_n \rightarrow A_n + \sum_{t=17\sim n} K_t \times (1 + B_t/2) \times \prod_{u=t+1\sim n} (1 + B_u)$
-------	---

補遺2

平成18年度末の積立金の実績と

平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離の要因分解について

平成18年度末の積立金の実績と平成16年財政再計算における将来見通し（平成16年改正後の国庫・公経済負担引上げを反映した加工値。以下同様。）の乖離の要因分解（乖離に対する各要因の寄与分の計算）は、以下のようにして行った。

図表 3-4-4 の要因分解

- 平成18年度末の積立金は、平成16年度末積立金、平成17～18年度の収支残を使って、次のように表される。

$$18 \text{ 年度末積立金} = 16 \text{ 年度末積立金} + \sum_{t=17\sim 18} (\text{t 年度の収支残})$$

- 収支残は、前年度末の積立金から影響を受ける「運用収入」と、前年度末の積立金からは影響を受けない「運用収入以外の収支残」に分けられる。

$$\text{収支残} = \text{運用収入} + \text{運用収入以外の収支残}$$

- 名目運用利回りを、

$$\text{名目運用利回り} = \text{運用収入} / (\text{前年度末積立金} + \text{運用収入以外の収支残} / 2)$$

として算出する。この名目運用利回りを用いると、逆に運用収入を次式から算出することができる。

$$\text{運用収入} = \text{前年度末積立金} \times \text{当年度の名目運用利回り}$$

$$+ \text{当年度の運用収入以外の収支残} \times \text{当年度の名目運用利回り} / 2$$

- 本年度末積立金は、前年度末積立金と当年度の運用収入以外の収支残、当年度の運用収入の合計であるから、この運用収入の算出式を用いると、

$$\text{本年度末積立金} = \text{前年度末積立金} \times (1 + \text{当年度の名目運用利回り})$$

$$+ \text{当年度の運用収入以外の収支残} \times (1 + \text{当年度の名目運用利回り} / 2) \cdots (1)$$

となる。

- ここで、

A_n : 平成n年度末の積立金

B_n : 平成n年度の名目運用利回り

C_n : 平成n年度の運用収入以外の収支残

とおけば、式(1)は

$$A_n = A_{n-1} \times (1 + B_n) + C_n \times (1 + B_n / 2) \cdots (2)$$

と表されるが、平成16年度末積立金、平成17～18年度の各々の名目運用利回り、平成17～18年度の各々の運用収入以外の収支残を式(2)に繰り返し代入すると、平成18年度末積立金は以下のとおりになる。

$$A_{18} = [A_{16} \times (1 + B_{17}) + C_{17} \times (1 + B_{17} / 2)] \times (1 + B_{18}) + C_{18} \times (1 + B_{18} / 2)$$

$$= A_{16} \times \prod_{t=17\sim 18} (1 + B_t) + \sum_{t=17\sim 18} C_t \times (1 + B_t / 2) \times \prod_{u=t+1\sim 18} (1 + B_u) \cdots (3)$$

A_{16} 、 B_n 、 C_n ($n=17\sim 18$)をすべて実績(簿価ベース、時価ベース)とすれば、式(3)は実績の平成18年度末積立金(簿価ベース、時価ベース)と一致する。また、 A_{16} 、 B_n 、 C_n ($n=17\sim 18$)をすべて平成16

年財政再計算における将来見通しとすれば、式(3)は平成16年財政再計算における平成18年度末積立金と一致する。

- なお、私学共済では平成18年度において固定資産についての損益外減損処理を行っているため、当該処理に係る額 D_n は乖離の要因となる（当該処理の無い制度や年度については $D_n=0$ と扱う）。本乖離分析上当該処理は年度末に一括して行われたものとする、式(3)は次のようになる。

$$A_{18} = A_{16} \times \prod_{t=17\sim 18} (1 + B_t) + \sum_{t=17\sim 18} [C_t \times (1 + B_t/2) + D_t] \times \prod_{u=t+1\sim 18} (1 + B_u) \dots (4)$$

- 推計式(4)において下記①～☆の値を簿価ベース、時価ベースごとに計算する。

①

A_{16} 、 B_n 、 C_n ($n=17\sim 18$)、 D_{18} すべてに実績を代入 [平成18年度末積立金の実績となる]

②～⑥

A_{16} 、 B_n 、 C_n ($n=17\sim 18$)、 D_{18} に順次、表のように、実績、平成16年財政再計算における将来見通しを代入

☆

A_{16} 、 B_n 、 C_n ($n=17\sim 18$)、 D_{18} すべてに平成16年財政再計算における将来見通しを代入 [平成18年度末積立金の将来見通しとなる]

①と☆の差「①－☆」が実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離である。

①と②の違いは、推計式(4)において平成16年度末積立金 A_{16} として、実績を代入するか、平成16年財政再計算における将来見通しを代入するか、だけの違いである(B_n 、 C_n ($n=17\sim 18$)、 D_{18} は①、②ともすべて実績を代入)。したがって差(①－②)は、平成18年度末時点の積立金の乖離(①－☆)に対し、平成16年度末時点における積立金の将来見通しとの乖離が寄与した分とみなすことができる。

②と③の違いは、推計式(4)の平成17年度における「名目運用利回り」 B_{17} に実績を代入するか、平成16年財政再計算における将来見通しを代入するかの違いである。したがって差(②－③)は、平成18年度末時点の積立金の乖離(①－☆)に対し、名目運用利回りが平成17年度で将来見通しと異なったことが寄与した分とみなすことができる。同様に、差(④－⑤)は、名目運用利回りが平成18年度で将来見通しと異なったことが寄与した分とみなすことができる。

③と④の違いは、平成17年度の「運用収入以外の収支残」 C_{17} に実績を代入するか、平成16年財政再計算における将来見通しを代入するかの違いである。したがって差(③－④)は、平成18年度末時点の積立金の乖離(①－☆)に対し、運用収入以外の収支残が平成17年度で将来見通しと異なったことが寄与した分とみなすことができる。同様に差(⑤－⑥)は、運用収入以外の収支残が平成18年度で将来見通しと異なったことが寄与した分とみなすことができる。

私学共済の(⑥－☆)の差は、平成18年度の損益外減損処理に係る寄与分である。

このようにして、平成18年度末時点の積立金の乖離(①－☆)を分解したものが図表3-4-3である。